

朝霞市景観計画の修正箇所一覧表

ページ及び項目	修正後	修正前
目次	別冊 1. 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」 ※「シンボルロード」は現段階の仮称であり、今後変更する場合があります。	(追加)
16ページ (2) 景観づくり重点地区の項目等	①景観づくり重点地区の指定方針 (略) ②景観づくり重点地区の指定一覧 (略)	(追加) (略) (追加)
23ページ 景観ゾーンの対象範囲の表の注釈	※景観づくり重点地区については、別冊 景観づくり重点地区「シンボルロード周辺エリア」を参照ください。	(追加)
24ページ 図のタイトル	景観ゾーン及び景観づくり重点地区区分図	景観ゾーン (追加) 区分図
図・凡例・イラスト	シンボルロード周辺エリア	(追加)
33ページ 各ゾーンの届出対象行為 届出対象行為	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (高さ1m以上のもの)	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積 (追加)
届出対象規模 (景観づくり重点地区を除く)	届出対象規模 (景観づくり重点地区を除く)	届出対象規模 (追加)
注釈※2	同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときには、敷地面積はその敷地の面積の合計とする。(面積が500㎡以上の開発区域における建築行為は届出対象となる)	同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときには、敷地面積はその敷地の面積の合計とする。(追加)

朝霞市景観計画の修正箇所一覧表

ページ及び項目	修正後	修正前
33ページの続き 注釈※3	旗ざお並びに、 <u>架空電線路用のもの</u> 、電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者 <u>の</u> <u>の保安通信設備用のもの及び電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のもの</u>	<u>(追加)</u> 架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のもの並びに電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者の電気通信用のもの
35ページ (3) タイトル等	(3) 景観づくり基準 <u>(景観づくり重点地区を除く)</u> 各ゾーン、各行為に対応した景観づくり基準を定めます。 <u>景観づくり重点地区については、独自の景観づくり基準を定め、運用していくものとします。</u>	(3) 景観づくり基準 <u>(追加)</u> 各ゾーン、各行為に対応した景観づくり基準を定めます。 <u>(追加)</u>
43ページ ②タイトル	②各ゾーンの色彩基準 <u>(景観づくり重点地区を除く)</u>	②各ゾーンの色彩基準 <u>(追加)</u>
45ページ (5) タイトル	(5) 勧告基準 <u>(景観づくり重点地区を除く)</u>	(5) 勧告基準 <u>(追加)</u>
(6) タイトル	(6) 変更命令基準 <u>(景観づくり重点地区を除く)</u>	(6) 変更命令基準 <u>(追加)</u>